1．知事の政治姿勢について

(1)　大雨被害

先月の大雨被害について質問いたします。

通常の夏場に比べ、太平洋高気圧の張り出しが弱く、梅雨の末期のような停滞前線を生み出し、線状降水帯が発生したため、大雨が長期化し、県内各地に甚大な被害がもたらされました。

被害を受けた県民の皆さまには、一日も早い被災地の復旧と、生活再建を祈らずにはいられません。

今回、特に脅威を覚えたのは、何よりも雨量の多さであります。

本県内の人的・物的被害の状況は、住家被害では、床上･床下浸水は全国の被害の中で、2,971 棟と圧倒的に多く、特に久留米市などの県南地域に内水氾濫に起因した災害による、深刻な影響の大きさを表しています。

先日、我が会派では、地元議員とも連携して、県南地域を中心に県内の各地を、複数回にわたり被災地の調査のため視察しました。

久留米市の被災されたかたの中には、4 年も続けて、同じ浸水被害を受けたことへの落胆した感情から、行政に対して、純粋な中に、辛辣な怒りの言葉をぶつけてこられる方も複数いらっしゃいました。

また、26 日には、赤羽国土交通大臣も、久留米市に来られ、被災状況を調査して、知事、久留米市長から内水氾濫を防ぐ治水対策などの要望を受けていただきました。

そこで、現地調査に基づき、具体的に知事に質問します。

はじめに、災害廃棄物処理の支援についてです。

被災数日後に伺ったときには、まず目先の問題として、たくさんの県民の皆さんから、災害廃棄物の処分先がどこなのか、早く決めて、早く広報してほしい、あるいは、運べるトラックがないといった声をお聞きしました。

なお、その後、久留米市においては、市内の複数個所に災害廃棄物仮置き場

を設置し、ごみ焼却施設での受け入れを行うなどの対応を行ったと聞いております。

災害廃棄物は、一般廃棄物とされることから、市町村に処理責任がありますが、災害廃棄物の迅速な処理は、被災地の復旧・復興の大きな足掛かりになるものであり、県においても積極的に市町村を支援していく必要があると考えます。

そこで、知事にお伺いします。県では、災害廃棄物の処理について市町村に対し、どのような支援を行っているのか。また、今回の災害について、どのような対応をとってきたのかお答えください。

次に、被災者支援についてです。

被災された生活者の生活再建のうち、商工業者の事業再開・継続支援に向けて、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。続いて、農業者の生産再開・継続支援についてどのように進めていかれるのか、お答えください。

３点目に、内水対策についてです。

久留米市の内水対策において、筑後川の浚渫（しゅんせつ）について、知事の見解をお伺いします。

また、支川（しせん）との合流点に設置された排水機場の役割と増強について伺います。あわせて、山ノ井川の堤防かさ上げの現状と今後の計画について、さらに、金丸（かなまる）川・池町川の地下調節池の整備、放水路の現状と今後の計画についてお聞かせください。

4点目に、近年、筑後川下流の地域では、網の目のように張り巡らされたクリークを活用し、湛水（たんすい）被害を低減させる「先行排水」と呼ばれる取り組みが行われ、効果を上げていると聞いております。このクリークを活用した先行排水の取り組みを広域に広げていくことが必要と考えますが、知事の考えをお聞かせください。

5点目として、下水道事業による内水氾濫対策について伺います。久留米市では、どのような内水氾濫対策を行っているのか。また、県としてどのようにかかわり支援しているのか伺います。

また、度重なる豪雨による農地の湛水被害を軽減するためには、過去の水害を教訓とした対策を講じる必要があると考えますが、県はどのように対策を進めていくのか、お尋ねいたします。

この項に最後に、これまで述べてきた内水氾濫対策や湛水被害の軽減というのは、流域治水の一環でありますが、今後、流域治水を推進するにあたり、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

【服部知事の答弁】

⑴ 災害廃棄物処理の支援について

県では、市町村が迅速に災害廃棄物を処理することができるよう、日頃から市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、平成29年度以降、市町村職員を対象に図上訓練を含んだ研修を実施し、専門知識や実践力の向上に努めています。

また、今回のような災害により、被災した市町村での災害廃棄物処理が困難となる場合に備えて、

① 市町村の一般廃棄物処理施設における災害廃棄物の受け入れ可能量などの把握

② 福岡県産業資源循環協会などの廃棄物関係団体との間での、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分に関する協力協定の締結

③ 九州・山口各県との間での、県を越えた広域処理に関する相互支援協定の締結

を行い、災害廃棄物が大量に発生した場合に、直ちに市町村を支援できる体制を整えています。

今回の災害における県の対応としては、降雨が本格化した8月12日に、全ての市町村に対して、

① 災害廃棄物の発生に備えた事前準備を行うこと、

② 災害廃棄物が発生した場合、その状況を県に報告すること、

③ 要請があった場合、県で広域処理の調整を行うこと

を通知しています。

更に、協力協定を締結している関係団体に対しても、本県が要請を行った場合、速やかに対応いただくよう通知しています。

今回、特に被害が大きかった久留米市については、8月18日に職員を派遣して、仮置場の設置や災害廃棄物の受け入れ、処理施設での処理が滞りなく行われていることを把握するとともに、必要な助言を行っています。

他の市町村においても、滞りなく処理がなされており、今回は、特に広域処理の要請はなかったところです。

今後とも、災害時においては、発生した災害廃棄物の処理が迅速に進むよう、市町村や関係団体とも連携しながら、必要に応じ災害廃棄物の処理に係る広域調整を行うなどの対応をしっかり行ってまいります。

⑵ 被災された商工業者に対する支援について

県では、災害対策本部を設置した翌日には、県内4か所の中小企業振興事務所のほか、商工会議所、商工会、信用保証協会などの関係機関に金融相談窓口を設置し、被災者の相談にきめ細かく応じているところです。

また、資金面では、今回の災害を県制度融資である緊急経済対策資金の「知事の指定する風水害」に指定するとともに、融資条件をより有利にした「緊急特別融資枠」を創設し、施設・設備の復旧を強力に後押ししています。

一方で、国に対しては、被災した中小企業・小規模事業者の事業継続・早期再開に向けた、施設・設備の復旧や販路開拓等の取り組みに対する重点的な支援を要望しているところです。

今後も、国の支援の動向を踏まえ、被災事業者の支援に取り組んでまいります。

⑶ 農業者の生産再開･継続支援について

今回は、コロナ禍での被災という複合的な災害であり、被災した農業者が事業継続の意欲を失わないよう、十分な支援が必要だと考えています。

このため、

① 経営再建のための無利子融資をはじめ、

② ハウス施設や農業用機械の再取得・修繕、

③ 野菜・花きの種苗や肥料・農薬などの生産資材の購入といった、

これまで行ってきた支援に加え、繰り返しの被災で経営が厳しい農業者に対し、

④ 収穫ができない作物の生産に要した経費の補てん

⑤ 借入金の償還を延長した場合の利子助成

を実施したいと考えています。

支援にあたっては、自然災害やコロナ禍といった、あらゆるリスクに備える収入保険制度への加入を要件にするとともに、加入する際の保険料の一部を県が助成したいと考えています。

また、大豆については、蒔き直しのできない時期での被災であり、収入が全く見込めないうえ、次期作までの間、排水対策などのほ場の管理作業を追加で行う必要があることから、その経費の一部を支援したいと考えています。

県としては、農業者の早期の事業再開・継続を進めるため、これらの支援策について、本日、追加提案させていただいたので、よろしくお願い申し上げます。

⑷ 筑後川の浚渫(しゅんせつ)と排水機場の増強について

筑後川の浚渫については、流下能力が低下しないよう、必要に応じて国が実施しており、今年の出水期前には、久留米市、朝倉市において、実施されたと聞いています。

県としては、浚渫を求める地域の声を、国・県からなる事業連絡会などを通じて、国にしっかり伝えるとともに、再度、災害防止の観点から浚渫などの維持管理が適切に行われるよう、国に働きかけを行ってまいります。

また、筑後川に設置されている排水機場は、本川から支川への逆流を防ぐために水門を閉鎖した際、ポンプにて支川から本川へ排水させることで内水氾濫による被害を軽減する役割があります。

このことから、内水対策を行う上で排水機場の増強は有効な手段のひとつと考えています。

現在、国において下弓削川と金丸川にある排水機場の増強が行われていますが、先日、秋田議長とともに赤羽国土交通大臣に対して、早期の完成を要望したところです。

⑸ 山ノ井川と金丸川・池町川の現状と今後の計画について

これらの河川においては、国土交通省が平成31年度に創設した、浸水対策重点地域緊急事業により、浸水対策を進めているところです。

現在、山ノ井川では、堤防嵩上げと橋梁架替に着手しており、金丸川・池町川においては、地下調節池や放水路、排水機場の測量設計と用地買収を進めて

いるところです。

いずれの事業も、地域の皆様に安心して生活していただけるよう、堤防嵩上げの前倒しを行うとともに、「防災、減災、国土強靭化のための5カ年加速化対策」の予算などを活用し、早期完成を目指して取り組んでまいります。

⑹ クリークの先行排水について

筑後川下流域の一部市町では、あらかじめクリークの水位を下げ、雨水の受け皿を確保する先行排水に取り組んでおり、湛水被害の軽減に繋げています。

県では、今年度、この取り組みを筑後川下流全域に拡げていくため、流域の市町や土地改良区などの関係者で、先行排水を実施するための体制を整備したところです。

この中で、大雨が予想される場合は、クリークの水位を通常より30センメートル以上、低下させるなどの基本ルールを決定し、7月から試行を開始しています。

この結果、8月の大雨においては、久留米市城島町で、湛水時間が短くなるなどの被害軽減効果があったことが確認されました。

一方で、クリークの水を防火用水として利用していることから、関係者の理解が得られず、実施できなかった地域があったことや、予報に対して少雨の場合にクリークの末端では、水位回復に予想以上に時間を要するといった課題が明らかになりました。

県としては、今回の試行で得られた効果を関係者と共有し、取り組みへの理解を深めるとともに、クリークの水位回復を効率的に行うためのルールづくりなどを進めることで、先行排水の広域化による防災対策を推進してまいります。

⑺ 久留米市の下水道事業による内水氾濫対策について

久留米市では、近年の豪雨被害を受け、国・県・市で一昨年度に策定した総合内水対策計画に基づき、雨水排水路の更なる整備やポンプの増設を進め、新たな貯留施設を久留米大学御井キャンパスのグラウンド内に整備しているところです。

また、住民や事業者に対し、雨水貯留タンクの設置費用の助成を昨年度から行っています。

県では、市町村と雨水対策の現状や課題について、日ごろから意見交換を行うとともに、国の補助制度の周知や必要な助言を行っています。

また、市町村職員を対象とした勉強会に、国土交通省の担当者や外部の専門家を講師に招き、内水氾濫対策についての効果的な事例の紹介や雨水貯留施設等における現地研修を行っているところです。

⑻ 農地の湛水被害への対応について

県では、これまでの災害を踏まえ、今年度から内水氾濫が発生した山ノ井川や大刀洗川などの5河川において、農地の湛水による被害程度のシミュレーションを行い、リスクを評価することとしています。

この評価をもとに、湛水リスクが高いエリアにおいては、リスクが低いエリアへのハウス移転を進めることも必要であり、今後、移転を希望する農業者に対し、ハウスを設置するための経費を助成することとしています。

さらに、市町村の枠を越えて広域的にハウスを移転する場合、農業者個々で対応することは難しいため、農地中間管理機構を活用して、農地を確保・斡旋する新たな事業を実施したいと考えています。

こうした取り組みに加え、引き続き、農業用ハウスへの浸水を防ぐために必要な排水ポンプや浸水防止壁の整備に対する経費の助成を行うとともに、湛水による影響の少ない品目への転換や作付時期への変更を進め、湛水被害の軽減を図ってまいります。

⑼ 流域治水の推進について

一級水系については国が水系ごとに、二級水系については県が圏域ごとに、国・県・市町村からなる流域治水協議会を設置しています。

この協議会で策定する「流域治水プロジェクト」は、一級水系では、すでに策定されており、二級水系では今年度末までに策定することとしています。

今後、この協議会において、プロジェクトの実効性を高めるため、参加する全ての関係者間で、事業実施にあたっての課題の解決に向けた協議、広域的な調整、進捗管理を行うことにより、流域治水の推進にしっかり取り組んでまいります。